

2019年度 成年後見人材育成研修 募集要項

2019年度より成年後見人養成研修の名称、プログラムが変わりました。成年後見人等候補者を養成する研修として、**成年後見人材養成研修**（認定社会福祉士認証・認定機構による認定研修・4日間）を下記の要領で開催する予定です。本研修の修了者は、受任できるものを養成する「名簿登録研修（1日間）」を修了し、権利擁護センターぱあととなあ成年後見人候補者名簿に登録することになります。（※別途名簿登録料が必要です）

1. **主催** 一般社団法人兵庫県社会福祉士会

2. **研修区分** 認定社会福祉士認証・認定機構による認証研修 認証番号：20180005
「分野専門（高齢）ソーシャルワーク機能別科目群 後見制度の活用（成年）2単位」

3. **研修目標** ①専門職後見人として社会福祉士が身につけるべき知識・技術を習得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。②地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を習得すること。成年後見人等として実務を担う社会福祉士（成年後見人等受任候補者）の養成を目的とする。

4. **開催日** ※全日程受付は9:00～

第1日目	2019年 7月13日（土） 9時10分～17時00分
第2日目	2019年 8月10日（土） 9時10分～17時00分
第3日目	2019年 9月14日（土） 9時10分～17時00分
第4日目	2019年10月12日（土） 9時10分～17時00分

※名簿登録研修 2019年11月16日（土）9時30分～17時00分

5. **会場** 兵庫県福祉センター2階203大会議室 所在地：神戸市中央区坂口通2-1-1
JR灘駅より徒歩約10分 阪急王子公園駅 徒歩約10分

6. **受講対象** 次の要件のすべてを満たす者

- (1) 兵庫県社会福祉士会会員。または、本会と契約を交わした都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士。
- (2) カリキュラムの全課程を出席できる者
- (3) 日本社会福祉士会の基礎課程を修了している者、若しくは2011年度までの日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
- (4) 2019年4月1日現在70歳未満の者（兵庫県会員のみ）

7. **定員** 50名 ※なお、受講申込者が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

8. **受講費** 5万円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）
※一旦、納入された受講費は、主催者の責による場合以外は返金いたしません。
※成年後見人材育成研修の受講料です。名簿登録研修は、受講料は不要です。

9. 申 込 別紙1の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、兵庫県社会福祉士会の事務局に、郵便または、FAXにてお申込ください。（電話・E-mailでの申込は受け付けておりません）

◆申込先 兵庫県社会福祉士会事務局

◆申込期間 2019年4月15日(月)～26日(金) ※郵便は締切日に必着。FAXは締切日内に必着。

10. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、兵庫県社会福祉士会にて決定します。

11. 受講可否の連絡等

- ・受講可否は、5月中旬までに郵便にてご連絡します。
- ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

12. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- ・面接授業の出席が100%であること
 - ・事前課題を提出すること
 - ・修了評価で一定の水準を満たすこと
 - ・15分以上の遅刻・早退があった場合は、その課目を欠席したものとみなす。
- (また、15分未満の遅刻・早退は5回で1課目に相当する欠席とみなす。面接授業を欠席した課目数が4課目以内(修了評価をのぞく)の場合は、1期(1年間に限り受講期間の延長を認め、翌年度に欠席した課目を履修し修了評価にて合格することで、本研修を修了することができる。)

13. 研修単位について

(1) 公益社団法人日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修」となります。

(2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用(成年)(分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群)

単位数：2単位

認証番号：20180005

注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用(成年)」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

14. カリキュラム (1) 講義・演習等：4日間23.5時間 (2) 事前課題：指定する6科目

問い合わせ先	兵庫県社会福祉士会 事務局(担当 北野)
申込先	〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5F 兵庫県社会福祉士会 ぱあとなあ兵庫事務局
TEL	: 078-222-8107 FAX: 078-265-1340